

## タイ個人データ保護法における適法性根拠の選択

アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年10月6日号

執筆者:

[村田 知信](#)

[to.murata@nishimura.com](mailto:to.murata@nishimura.com)

[難波 早登至](#)

[namba.sa@nishimura.com](mailto:namba.sa@nishimura.com)

タイ個人データ保護法（以下「PDPA」といいます。）は、事業者が個人データを処理する場合に満たすべき要件、所謂適法性の根拠を定めています。すなわち、PDPA 上、個人データの管理者は、原則として、本人（データ主体）が同意しない限り、個人データを収集、使用又は開示することはできないとされています（19条）。他方で、PDPA は、一定の場合には、個人の同意を取得することなく、個人データを収集、使用又は開示することができると定めています（24条、26条及び27条）。

そのため、タイにおいて個人データを取り扱う事業者としては、①本人の同意を取得した上で個人データを処理するか、又は、②PDPA の定める例外規定（その他の適法性根拠）を根拠に本人の同意なく個人データを処理するかという、いずれかの選択をしなければなりません。

### 1. 本人の同意取得に存在するリスク

上記のとおり、PDPA の文言上は、個人データを処理する場合、原則本人の同意を取得する必要があるとされています。当該文言を踏まえると、個人データの処理に関して可能な場合は本人の同意を得るべきとも考えられます。しかし、最近デジタル経済社会省のウェブサイトに掲載されたタイ個人データ保護委員会のケーススタディによれば、このようなアプローチにはリスクがあると考えられます。すなわち、**タイ個人データ保護委員会は、管理者が適法性の根拠を本人の同意と決定して本人に対して同意を求めたものの、本人が同意を拒否した場合には、管理者は PDPA に基づく同意の例外（その他の適法性の根拠）に依拠することができなくなり、したがって当該管理者は、個人データの処理をすることができなくなる**との見解を示しています。

このタイ個人データ保護委員会の見解には法的拘束力はありません。しかし、当該見解に基づけば、管理者が本人の同意以外の適法性の根拠に基づき個人データを処理することができる場合でも、一度本人の同意を求めて拒否されてしまったり同意を撤回されてしまったりすると、その時点で適法性の根拠を変更して当該別の根拠に基づき処理を行うことはできないと考えられます。このような解釈に基づけば、**これまでタイを含むアジアでは広く通用してきた「同意が不要か否かの法的検討・判断が難しいので念の為本人の同意を求めておく」という実務がタイにおいては今後通用しないこととなります**。したがって、タイにおいて個人データを処理する事業者としては、今後はこのような観点から、本人の同意を求めるか、又は本人の同意を不要とする例外的規定（別の適法性の根拠）を根拠に個人データを処理するかについて、慎重かつ分析的に検討することが求められます。

## 2. 本人の同意以外に依拠し得る適法性の根拠

PDPA の下では、以下のいずれかに該当する場合には、個人データの管理者は、本人の同意を得ることなく、個人データを収集、使用及び開示することが可能です（24 条及び 27 条）。

本人の同意なく個人データの収集、使用及び開示が可能な場合

条文	適法性の根拠
24 条(1)	公共の利益のために保存記録することを目的として、文献資料を作成する場合又はリサーチ若しくは統計に関連する目的の場合。
24 条(2)	人の生命、身体又は健康に対する危険を防止又は抑制する目的の場合。
24 条(3)	本人が当事者である契約の履行に必要な場合又は契約締結前に本人の要求に応じて措置を講じるために必要な場合。
24 条(4)	管理者が公共の利益のために実施する業務の遂行に必要な場合。
24 条(5)	管理者又は管理者以外の者（個人又は法人）の正当な利益のために必要な場合（ただし、当該正当な利益より本人の基本的権利が優先される場合を除く）。
24 条(6)	管理者による法令遵守の目的の場合。

## 3. センシティブ個人データについて本人の同意以外に依拠し得る適法性の根拠

個人データの中でも、センシティブ個人データ（人種、民族、出身地、政治的意見、文化的、宗教的又は哲学的信条、性的傾向、犯罪記録、健康に関する情報、障害、遺伝データ、生体データ等）については、以下のいずれかに該当する場合に限り、本人の同意なく、収集、使用及び開示することが認められています（26 条及び 27 条）。

本人の同意なくセンシティブ個人データの収集、使用及び開示が可能な場合

条文	適法性の根拠
26 条(1)	人の生命、身体又は健康に対する危険を防止又は抑制する目的であって、かつ、理由の如何を問わず、本人の同意を得ることができない場合。
26 条(2)	財団、社団又はその他の非営利団体が、合法的な活動の過程で、政治的、宗教的又は商業的な当該団体の目的において、そのメンバー、元メンバー又は当該団体の目的に関連して当該団体と定期的に連絡を取っている者のために、適切な保障措置を講じたうえで、当該団体の外に開示することなく処理する場合。
26 条(3)	本人の明示的な同意に基づき、公開された情報である場合。
26 条(4)	法的主張又は法的主張への防御の立証、遵守又は行使のためである場合。
26 条(5)	法令遵守のために、PDPA に規定された具体的事項に関して、その目的を達成することが必要な場合。

## 4. 実務の方向性

PDPA は、2022 年 6 月 1 日に施行され、施行後 1 年以上が経過しました。重要な下位規則もかなり制定さ

れてきていますが、上記の適法性根拠の解釈の手がかりとなる指針はそれ程多くはありません。もっとも、安易に本人の同意に依拠する実務が今後は通用しないとすると、上記 2 及び 3 の要件充足性について慎重かつ分析的に検討することは避けられないと考えられます。今後は、タイにおいても、EU のGDPR のように、まずは上記 2 及び 3 に記載する本人の同意以外の根拠に基づき個人データを処理できないか検討し、それが難しい場合に本人の同意を求めるといった実務が広まっていくのかもしれませんが。弊所はそのような検討を多数経験しておりますので、ご懸念・ご質問等あればいつでもご連絡いただければ幸いです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)